

## 共同生活援助(介護サービス包括型)事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人虹の会が設置するあったかい（以下「事業所」という。）において実施する障害福祉サービスの共同生活援助(介護サービス包括型)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助(介護サービス包括型)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助(介護サービス包括型)の提供を確保することを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第5条第16項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 共同生活援助(介護サービス包括型)の実施に当っては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 共同生活援助(介護サービス包括型)事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あったかい
- (2) 福井県 福井市文京7丁目8番23号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者の管理、共同生活援助(介護サービス包括型)の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている共同生活援助(介護サービス包括型)の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名（兼務）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 世話人 市条例に基づき定められた人員配置基準以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 市条例に基づき定められた人員配置基準以上

生活支援員は、利用者に対し入浴、排泄、食事等に関する援助を行う。

(5) 宿直職員 1名

宿直職員は、就寝準備の確認、緊急時の対応等の夜間支援を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、5人とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は利用者の障害の特性に配慮しつつ、共同生活援助(介護サービス包括型)の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助(介護サービス包括型)の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(主たる対象者)

第7条 事業所において、共同生活援助(介護サービス包括型)を提供する主たる対象者は、知的障害者とする。

(共同生活介護の内容)

第8条 事業所で行う共同生活援助(介護サービス包括型)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事等の日常生活上の支援
- (2) 食事、入浴、排せつ等の介護
- (3) 健康管理、金銭管理の援助
- (4) 日常生活における相談支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 日中活動に係る他の事業所等の関係機関との連絡調整
- (7) その他必要な介護、支援等

(介護等)

第9条 介護等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護等の支援を受けさせてはならないものとする。

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第 10 条 指定共同生活援助(介護サービス包括型)を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助(介護サービス包括型)に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活援助を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助(介護サービス包括型)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 家賃 月額 20,000 円 (家賃補助が有る場合は補助額 10,000 円を差し引いた残額)

(2) 水道光熱費 月額 15,000 円

(3) 食材料費 朝食 1 食 100 円

昼食 1 食 400 円

夕食 1 食 600 円

イ 材料費の市価変動により変更あり

(4) 日用品費の実費

(5) 送迎サービスの提供に係る費用

<通常ルート>

通所送迎サービス 1ヶ月(片道)750円・1回(片道)100円

(但し上記費用は本体施設送迎費用と重複せず、また送迎加算算定中は徴収しない。)

個別送迎サービス 1回(片道)200円

<通常外ルート>

個別送迎サービス 17円(1km当たり)

(5) 健康診断費(希望者・実費)

(6) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項に規定する費用については、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月 10 日までに利用者に送付する。事業者は請求同月 25 日に金融機関から引落す。

5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 11 条 事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第 12 条 入居に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 事業所の従業者は、現に共同生活援助(介護サービス包括型)の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、緊急時に対応するため、宿直業務者 1 名が常駐するものとする。

緊急連絡先 病気・けがの場合 119 番通報する。

行方不明等の場合 110 番通報する。

宿直職員は、施設長に連絡し、緊急体制をとる。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第 15 条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第 16 条 事業所は、その提供した共同生活援助(介護サービス包括型)に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(会計の区分)

第 17 条 事業所は、実施する共同生活援助(介護サービス包括型)の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用者に対する共同生活援助(介護サービス包括型)の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助(介護サービス包括型)を提供した日から 5 年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人虹の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 20 日に一部改正し、平成 27 年 3 月 1 日より施行する。

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

令和元年 5 月 13 日 一部改正